

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、南島原市長から平成30年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和2年7月31日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況

30南監第123号（平成31年3月22日付）分

農林水産部 農林課

監査の結果（指摘事項）	措置の状況
<p>施設使用料について</p> <p>平成28年度にも指摘しているが、農村婦人の家など3カ所の施設使用料が統一されていない。公平性を保つ上でも使用料の改正について検討されたい。</p>	<p>（令和元年5月21日公表の措置の状況）</p> <p>農村婦人の家の施設使用料について、利用状況を確認し、使用料の統一を検討します。</p> <p>（令和2年7月現在の措置の状況）</p> <p>農村婦人の家の施設使用料について、使用料の統一を検討しておりましたが、令和2年3月に策定された「南島原市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画により、北有馬農村婦人の家を第1期の令和5年度を目標に譲渡または廃止等を検討すると決めました。残る有家農村婦人の家・加津佐農村婦人の家は、第2期で譲渡又は廃止等を検討し、農村婦人の家の除却を進めます。</p> <p>上記以外の農林所管施設について、農産物直売所、北有馬農産物処理加工施設、加津佐宮原名環境改善センター及び農事研修施設は、第1期中に譲渡又は廃止を検討します。布津多目的集会施設は、第1期中に改修を計画します。第2期において、有家農業構造改善センターと有家蒲河地区高齢者研修センターの集約を図ります。</p> <p>各施設の整理（譲渡、廃止）・統合を優先して取り組むため、現時点において、使用料の条例改正の予定はありません。</p>